# フォーカス 変えるか

# 保険・年金|認知症基本法はどこまで社会を

当事者参加などに特色 問われる自治体や事業者の取り組み

保険研究部 ヘルスケアリサーチセンター 上席研究員 三原 岳 (03)3512-1798 mihara@nli-research.co.jp

# 1――はじめに~認知症基本法はどこまで社会を変えるか~

認知症の人が安心して暮らせるための国や自治体の責務などを定めた「共生社会の実現を推進する ための認知症基本法」(通称、認知症基本法)が2024年1月に施行された。この法律では、認知症の 人が尊厳と希望を持って暮らせるようにするため、認知症施策の推進に関わる国や自治体の責務を規 定したほか、認知症の人の社会参加機会の確保とか、医療や福祉サービスの充実、接遇改善に関する 事業者の役割なども盛り込まれた。

さらに、同法に基づき、国が「認知症施策推進基本計画」を定めることになっており、秋頃の策定 に向けて、認知症の人や医療・介護業界関係者や自治体関係者、有識者などが加わる「認知症施策推 進関係者会議」で検討が進んでいる。

この法律の特徴の一つとして、認知症の人が制定過程に参画した点を指摘できる。具体的には、超 党派の議員連盟で条文の検討が進んだ際、認知症の人の意見を聞くなど丁寧な合意形成プロセスが採 用された。

しかし、この法律に限らず、議員立法による基本法では具体的な施策が盛り込まれないのが通例で あり、今後の施策展開を考える上では、政府が検討している認知症施策推進基本計画の内容が重要に なる。さらに、認知症の人の暮らしを支える上では、自治体の主体性が必要になるほか、接遇改善な どでは事業者の積極的な貢献も求められる。本稿では、認知症基本法の制定過程や内容を考察した上 で、その意味合いや関係者に期待される役割など検討する。

## 2----認知症基本法の経緯と内容

# 1 | 当初は与党主導、その後は超党派に

最初に、認知症基本法(正式名称は共生社会の実現を推進するための認知症基本法、以下は「認知 症基本法」で統一)の検討過程を振り返る。元々、認知症施策については、2012 年 9 月の「認知症

<sup>1</sup> 本稿は煩雑さを避けるため、引用を最小限に止めるが、紀伊信之(2024)「認知症基本法施行へ 『共生社会』の実現に向 け、自治体や企業が果たすべき役割」『日本総研オピニオン』、栗田駿一郎(2024)「認知症基本法の意義と今後への期待」 2024年1月1日『週刊医学界新聞』、永田久美子(2024)「認知症とともに希望のある社会にわがまちならではの共生を共創

施策推進5か年計画」(オレンジプラン)を嚆矢として、その後も2015年1月の「認知症施策推進総 合戦略」(新オレンジプラン)、2019 年 6 月の「認知症施策推進大綱」(以下、大綱) が国レベルで策 定されていた<sup>2</sup>。

さらに、▽認知症の人が少人数でケアを受けられる介護保険サービスである「認知症対応型共同生 活介護 (グループホーム)」の整備、▽介護職員の対応力強化、▽多職種による介入で状態の悪化を 防ぐ「初期集中支援チーム」の設置、▽認知症の基本を学べる講座を受けた「認知症サポーター」の 拡大、▽地域の関係者などを繋ぐ「認知症地域支援員」の配置――などの施策が介護保険や高齢者福 祉の枠内で実施されてきた。

一方、認知症に特化した法的な枠組みとして、2018年9月に公明党が「認知症基本法案」を公表。 これを契機に与党主導で検討が進み、2019 年 6 月には「認知症基本法案」が衆院に提出された。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大で議論がストップし、衆院解散で廃案になった。さらに、 2021年6月に超党派による議員連盟が発足するなど、議論が仕切り直しとなった。その際、認知症の 人で構成する「日本認知症本人ワーキンググループ」のメンバーも議員連盟の議論に加わった。結局、 2023年6月に法案が国会に提出され、同月の参院本会議で可決、成立した。

さらに、認知症基本法の施行に先立つ形で、関係閣僚や認知症の人、有識者などで成る「認知症と 向き合う『幸齢社会』実現会議」が2023年9月に発足。同年12月の報告書では、▽「誰もが認知症 になり得る自分事である」「認知症の人が希望を持って生きられる」といった「新しい認知症観」の 理解促進、▽早期かつ継続的な意思決定支援、▽仕事と家庭の両立支援――などの必要性が示された。

# 2 認知症基本法の内容

次に、認知症基本法の 内容を考察する。法律は 全 37 条で構成しており、 第1条の目的では「急速 な高齢化の進展に伴っ て、認知症の人が増加し ている現状などに鑑み、 認知症の人が尊厳を保持 しつつ希望を持って暮ら すことができるように、 認知症施策に関する基本 理念や国・自治体の責務 を定める」という規定が

図表1:認知症基本法に盛り込まれた7つの基本理念

#### 認知症基本法が掲げる理念

- 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生 活を営むことができるようにすること。
- 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関す る正しい理解を深めることができるようにすること。
- 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全て の認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活 を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及 び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮す ることができるようにすること。
- 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ 目なく提供されること。
- 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を 有する者(「家族等」)に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域 において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進す るとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーショ ン及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び 認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関す る科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行わ れること。

出典:厚生労働省資料などを基に作成

する時代」『月刊福祉』2024年7月号、徳田雄人(2023)「認知症基本法の誕生」『世界』2023年10月号のほか、『朝日新 聞』『産経新聞』『毎日新聞』『読売新聞』『日経グローカル』『シルバー新報』『社会保険旬報』『週刊社会保障』などを参 照。与党による議員立法の動きを取り上げた2019年3月26日拙稿「議員立法で進む認知症基本法を考える」も参照。 <sup>2</sup> 認知症施策推進大綱の経過や内容に関しては、2019 年 8 月 13 日拙稿「認知症大綱で何が変わるのか」を参照。



盛り込まれた。

さらに、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性 を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」を「共生社会」と定義し、その実現を目指す旨 も記された。その上で、国や自治体の認知症施策に求められる基本理念として、図表1のような内容 が示された。

施策に関しては、国が「認知症施策推進基本計画」を策定すると規定。認知症施策を総合的かつ計 画的に推進するため、「認知症施策推進本部」を内閣に設置する方針も盛り込まれた。国の基本計画 をベースに、都道府県と市町村も「認知症施策推進計画」を策定するように努める旨も規定された。

このほか、国や自治体に求められる基本的な施策として、認知症の正しい理解の促進とか、認知症 の人の社会参加機会の確保、保健・医療・福祉サービスの体制整備、相談体制の整備、多様な主体に よる相互連携などが言及された。

このうち、医療・介護サービスに関しては、医師や福祉職の努力義務として、国・自治体の認知症 施策に協力することとか、良質で適切なサービスを提供することが盛り込まれた。現場における認知 症ケアの実践に関して、多職種・多機関が連携する意義も強調された。

交通や金融、小売などの事業者の役割についても、「国及び地方公共団体が実施する認知症施策に 協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内にお いて、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない」という条文も入っ た。なお、本稿の末尾に参考資料として条文の構成や概要を載せたので参照されたい。

## 3 | 認知症基本法の意味合い

しかし、今回の法律に限らず、議員立法による基本法では、予算措置を伴うような具体的な施策が 規定されないのが通例であり、認知症基本法も同様の傾向を持っている。

それでも筆者は国権の最高機関とされる国会の意思として、認知症の人の尊厳保持や施策強化の方 向性が示された意義は大きいと考えている。例えば、政変や選挙で内閣の顔触れとか、国会の構成が 変わったとしても、この法律は廃止されない限り、国会の意思として残り続ける。

さらに、図表1で示した基本理念などの条文で、認知症の人の権利や尊厳の保持が盛り込まれたこ とで、「認知症の人=何も分からなくなった人」という偏見の払拭も期待される。第8条でも国民の 責務として、「共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に 関する正しい理解を深めるように努める」ことが位置付けられた。

このほか、認知症基本法の大きな特色として、認知症の人が参画しつつ、条文が検討されたことも 要注目である。その結果、当初に示された与党案と比べると、条文の変化も見られる。以下、第1条 の目的規定と第3条の基本理念について、両者の比較を試みる。

### 3---認知症基本法の条文の変化

## 1 第 1 条の目的規定

まず、与党が 2019 年 6 月に提出した認知症基本法案を見ると、目的を定める第 1 条では、下記の

ように書かれていた<sup>3</sup>。

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者が増加している現状等に鑑み、認 知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図る ため、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施 策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認 知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

一方、認知症基本法では下記のような記述となっている。

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者が増加している現状等に鑑み、認 知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定 め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとと もに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認 知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合い ながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。

注目点の第1として、与党の案では「施策の総合的かつ計画的」な推進が目的の中心に置かれてい たのに対し、成立した法律では「認知症の人を含めた国民一人一人が…」という記述が加えられてお り、施策の推進目的として共生社会の理念が強調されている。しかも、成立した法律の名称に「共生 社会」の言葉が使用されている点などを併せて考えると、全体として施策の推進だけでなく、共生社 会の理念が前面に出た形だ。

次に、「予防」が後景に退いた変化も要注目である。与党案では「認知症の予防等を推進しながら …」と出ていたが、成立した法律では目的規定から消えた。これは「予防」という言葉に対する反発 が根強い点が影響していると思われる。

そもそも、90 歳以上になると、半数程度の人が認知症の「有病」状態になる<sup>4</sup>とされており、一般 的に「ならない」という意味の予防は現時点で困難である。このため、先に触れた大綱では、「認知 症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での予防が重視されて いる。

しかし、大綱の作成に際しては、認知症の人や家族だけでなく、与党からも「『認知症=予防でき なかった人』という誤解を増幅させる」「偏見を助長し、自己責任論に結びつきかねない」「エビデン スがないのに、どうやって予防の目標を立てるのか」といった意見や要望が寄せられた。

こうした観点で成立した認知症基本法を読むと、研究開発などの文脈で「予防」は第 21 条で言及 されているが、論争的な言葉を第1条の目的規定から外したことで、多くの人の理解を得られやすく

<sup>4 2024</sup>年5月8日、認知症施策推進関係者会議に提出された二宮利治九州大学大学院教授の資料などを参照。



<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 以下、引用する条文では言葉の定義として、「認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)」といった条文が盛り込 まれているが、煩雑さを避けるため、定義を定めるカッコ内の文言を省略した。

# 2 第 3 条の基本理念の変化

基本理念を定める第3条も大きく変化している。2019年6月の与党案では、「認知症施策は…」と いう文章の後、認知症の人の意向に対する配慮とか、認知症の人の意思決定支援と保健・福祉サービ スの提供など6項目が挙がっていた6。

これに対し、成立した認知症基本法では「認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持 って暮らすことができるよう…」という文章の後、図表1で挙げた7項目が列挙された。この点で見 ても、認知症の人の尊厳が強く意識されている様子を読み取れる。

さらに、認知症基本法では「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去」など、認知 症の人の社会参加機会を図る上での障壁を除去する考えも加えられている。この記述は「認知症バリ アフリー」と呼ばれる考え方をベースにしており、障害の「社会モデル」と社会モデルを基にした障 害者差別解消法に近い発想と言える。

ここで障害の社会モデルを少し補足する'と、筆者は「社会的障壁」「合理的配慮」「過重な負担」 の3つで概ね理解できると考えている。例えば、車椅子の人が街に出掛けた際、移動の不自由を感じ る理由は「足が不自由」という点だけではない。むしろ、社会モデルでは「段差という社会的障壁が 車いすの人を排除している」と考える。実際、二足歩行の人でも骨折で松葉杖の生活になれば、移動 は困難になるし、重い荷物やベビーカーを押す場合、段差によって円滑な移動が阻まれる。このた め、バリアフリー化などで段差を除去すれば、移動の不自由さは解消される。

ここで言う段差が1つ目のキーワードである「社会的障壁」である。障害者差別解消法では、「障 害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣 行、観念その他一切のもの」と定義されており、社会の構成員の意識や偏見も含まれる。

さらに、社会的障壁を除去する方法が「合理的配慮」であり、その方法は国の基準で一律に定めら れているわけではない。社会的障壁の除去に当たる機関が「過重な負担」にならない範囲で、障害者 の個別の事情を考慮し、両者の「対話→調整→合意」のプロセスをたどることが重視されている。

<sup>5</sup> 第 21 条に関しても、「希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことが できるよう…」と記されている点を引き合いに、「得てしてパターナリズム(筆者注:温情主義、専門家主導を批判する際 に使われることが多い言葉)に陥りがちな予防・健康増進施策において、一人ひとりの市民を意思決定の主体とする書きぶ りがなされたことは、同様に疾病対策や健康増進をめざす他の法律と比較しても画期的」という指摘が出ている。栗田駿一 郎(2024)「認知症基本法の意義と今後への期待」2024年1月1日『週刊医学界新聞』を参照。

<sup>6</sup> 具体的には、(1) 常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮して行われること、(2) 認 知症に関する国民の理解が深められ、認知症の人及びその家族がその居住する地域にかかわらず日常生活及び社会生活を円 滑に営むことができるとともに、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないこと を旨とすること、(3) 認知症の人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その意向を十分に尊重し、その尊厳を保持 しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されること、(4) 認知症の人に対する支援の みならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者に対する必要な支援が行われること、(5) 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、認知症及び軽度認知障害に係る予防、診断及び治療 並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項に関する研究開発等の成果を普及し、活用し、及び発展させること、

<sup>(6)</sup> 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉等の関連分野における総合的な取組として行われること――の6項目。 『障害者差別解消法は2016年4月に施行され、行政機関は配慮の提供が義務付けられた。2024年4月の改正法では民間に も合理的配慮の提供義務が課せられた。同法については、川島聡(2016)ほか『合理的配慮』有斐閣などを参照。ESG を通 じて企業と社会課題の関係性を論じた 2022 年 3 月 25 日拙稿「社会保障から見た ESG の論点と企業の役割」の第 2 回、2018 年3月23日拙稿「『合理的配慮』はどこまで浸透したか」も併せて参照。

上記の観点で認知症基本法の規定を見ると、「障壁」「除去」という文言とか、事業者の努力義務で 「合理的な配慮」が定められている部分は社会モデルの考え方と符合している。要するに、認知症の 人が生きにくさを感じないように、様々な障壁の除去が重要という考え方である。実際、認知症と向 き合う「幸齢社会」実現会議の席上、岸田文雄首相は「認知症の方が住み慣れた地域で普通に暮らし 続けられるよう、障壁を減らす認知症バリアフリーの取組を進めることが必要」と述べた。。

このほか、第3条の基本理念でも与党案では「予防」の文言が使われていたが、法律では記述が消 えており、ここでも論争的な言葉を避けた様子を見て取れる。

以上の考察を踏まえると、当初の与党案では「認知症の人の尊厳」などが言及されていたものの、 どちらかと言うと施策の推進に力点が置かれていたのに対し、成立した認知症基本法では、施策の推 進だけでなく、認知症の人の尊厳保持や社会参加支援などが強く意識されたことを確認できる。さら に、認知症の人の意見を踏まえつつ、予防の記述が後景に退いたり、社会モデルの考え方が反映され たりした様子を読み取れる。

## 4----今後の論点

## 1 国による計画策定

今後の論点として、秋にも策定される国の基本計画が一つのポイントとなりそうだ。認知症基本法 が 2024 年 1 月に施行されたのを受け、同年 3 月には認知症の人や医療・介護業界関係者や自治体関 係者、有識者などで構成する「認知症施策推進関係者会議」が発足。同会議を中心に現在、秋頃の基 本計画策定に向けた検討が進んでおり、内容が注目される。

その際には、引き続き「予防」の記述の取り扱いが論点として想定されるほか、認知症の重症化予 防薬として認可された「レカネマブ」の可能性なども新たな論点となりそうだ。

### 2 間われる自治体の取り組み

さらに、自治体、特に介護・福祉行政を司る市町村の取り組みが問われる。認知症基本法の規定に 従うと、都道府県と市町村には認知症施策推進計画を策定するように努力義務が課せられている。こ のため、認知症基本法の理念などを実践するため、自治体(特に市町村)が「地域の実情」に沿った 創意工夫を図るとともに、施策を計画的に推進することが求められる。

しかし、「地域の実情」という言葉を使うことで、どこか分かった気になるのも危険であり、施策 の内容や進め方を具体的に検討する必要がある。例えば、認知症の人の見守りに関して言うと、住 民同士の関係性が強い地域や地区では、互助の繋がりを通じたネットワークの構築が可能かもしれな いが、近隣の付き合いが希薄な都市部では生活に密着する事業者との連携など、それぞれの市町村で 異なる対応が求められる。

このため、市町村がデータで地域の状況を「見える化」するとともに、認知症の人や家族の意見を 聞くことで、「地域の実情」を総合的に把握し、これに沿った施策を検討する必要がある。

<sup>9</sup> この関係では、国の審議会報告で多用されている「地域の実情」の論点などを考察したコラムを連載している(全6回)。 2023年3月31日に掲載された拙稿の第1回では、多用されている状況や背景などを考察した。



<sup>8 2023</sup>年11月13日会議議事録における発言を参照。

しかし、認知症の人や家族の意見を踏まえて施策を展開できている市町村は必ずしも多くない。一 例として、厚生労働省の委託調査10では認知症バリアフリー化の推進に関して、「本人視点の反映を 行っていく上で課題等、感じていることを教えてください」と市町村に尋ねる質問があり、「認知症 施策の全体方針に本人視点の反映が示されていない、又は不明確である」という回答が 68.6%に上 った。別の委託調査11を見ても、認知症の人の意見やニーズを聞く場として、「本人が集まり話し合 う機会(本人ミーティング等)」を設けている市町村は21.2%にとどまった。

もちろん、市町村が認知症の人の意見を聞くルートは本人ミーティングだけでなく、地域包括支援 センターの職員や市町村の保健師による相談業務とか、多職種連携の場である「地域ケア会議」、介 護保険事業計画を策定する際の「在宅介護実態調査」なども有り得るため、こうした機会を市町村が 積極的に活用する必要がある。

その際に必ず問われるのが財源と人材の問題である。このうち、財源に関しては、介護保険料を高 齢者福祉に広く「転用」されている「地域支援事業」を使えるため、大きなハードルになるとは考え にくい。具体的には、地域支援事業の枠組みでは、初期集中支援チームや認知症地域支援員の財源に 充当できる「認知症総合支援事業」が制度化されているほか、関係者を繋ぐことで地域の支え合いを 強化する「日常生活支援体制整備事業」なども認知症の人を支える施策に活用できる。

さらに、「地域の実情」に沿った体制整備を進める方法論として、認知症の施策やケアに関わる条 例を定めるのも一案である。地方自治研究機構の集計によると、23 団体が制定しており、和歌山県 御坊市や東京都世田谷区、千葉県浦安市では認知症の人の意見を丁寧に聞くプロセスが取られた12。

現実的な問題として、3 カ年の介護保険事業計画が 2024 年度からスタートした直後であり、自治 体の認知症施策推進計画を本格的に始動するのは 2027 年度以降になると見られるが、こうした工夫 を市町村には期待したい。

ただ、人材に関しては制約条件の一つになると考えており、広域自治体の都道府県による市町村支 援が求められる。例えば、都道府県には市町村に対する情報提供や助言、人材育成などの支援に加え て、医師会など職能団体とのマッチングなどの役割も考えられる。さらに、認知症施策は福祉に限ら ず、交通や産業、雇用など幅広い分野にまたがるため、こうした点を都道府県が「地域の実情」に沿 って関係者に意識付けして行くことも重要になる。

## 3 事業者の工夫も必要

認知症基本法では事業者の役割も言及されており、接遇改善などで工夫が求められる。例えば、軽 度な認知症の人が公共交通機関を使って外出している際、自分の居場所が分からなくなっても、交通 機関の職員が「この人は認知症かも…」と思って接遇するだけでトラブルは減らせるかもしれない。

¹⁰ 日本認知症本人ワーキンググループ(2022)「地域における実践的な『認知症バリアフリー』の取組の推進に関する調査 研究事業報告書」(老人保健事業推進費等補助金)を参照。この質問における回答数は878団体。複数回答可。

<sup>□</sup> 人とまちづくり研究所(2023)「認知症の人本人の声を市町村施策に反映する方策に関する調査研究事業報告書」(老人保 健事業推進費等補助金)を参照。この質問における回答数は999団体。複数回答可。

<sup>12</sup> 認知症条例に関しては、2020 年 12 月までに制定された条例の内容や検討過程を検証した調査研究として、日本医療政策機 構などが 2021 年 3 月 22 日に公表した「中間報告書・政策提言書「住民主体の認知症政策を実現する認知症条例へ向けて」 のほか、2023年11月20日『日経グローカル』、2024年2月20日『読売新聞』、2020年11月20日『毎日新聞』夕刊などを 参照。2021年4月28日拙稿「自治体の認知症条例に何を期待できるか」も参照。

さらに、認知症の人もトラウマ(心の傷)を感じることなく、外出を継続できるかもしれない。

こうした観点で、交通や金融など業界ごとの接遇ガイドラインが整備されており、一部の小売店で 実施されているスローレジなどは一つの試みと言える。さらに、事業者が認知症の人に配慮している ことを表明する「認知症バリアフリー宣言」では、金融業などを中心に35の組織が宣言している。

この観点は先に触れた認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議でも話題になった。2023年11月の 会議では、大手小売会社や食品販売会社、東京都町田市で認知症の人の就労支援などに取り組む会社 による発表の後、岸田首相が厚生労働省を中心に関係府省で連携しつつ、幅広い業種で手引きを作成 する必要性を強調した<sup>13</sup>。

しかし、管見の限り、事業者は手探り状態のようだ。事業者としては、自ら認知症の人の暮らしや ニーズを把握するのは困難であり、二の足を踏むのは止むを得ない面がある。

そこで、ここでも期待したいのは自治体の役割である。厚生労働省の委託調査14によると、事業者 は地域連携を図る上で、「他の事業者や自治体担当者などと情報共有する場がない」「誰に相談してよ いのかわからない」などと感じており、逆に市町村サイドは「団体・企業などとの連携をすすめるた めのノウハウがない」「団体・企業などへのメリット作りが難しい」という悩みを有している。

このため、市町村が認知症施策推進計画や関係施策を検討する際、認知症への対応に関心を持って くれそうな事業者に働き掛けるとか、スローレジなど小さな取り組みを試行することが考えられる。 さらに、都道府県が市町村と業界団体をマッチングする機会を持つなど、市町村と事業者の距離感を 縮める努力が求められる。事業者としても、市町村の施策にアンテナを立てつつ、関係部署に自ら接 触するなどの対応を期待したい。少なくともバリアフリー宣言を発表しただけで取り組みを終わらせ る形骸化は避ける必要がある。

## 5---おわりに

本稿は 2024 年 1 月に施行された認知症基本法を取り上げた。コロナ禍前に提案されていた与党案 と比べると、認知症の人の尊厳保持が強調されたり、予防が後景に退いたりする変化が見られ、認知 症の人の意見を丁寧に聞いた結果と理解できる。今後、政府が策定する認知症施策推進基本計画の内 容が問われる。

さらに、認知症基本法の理念を施策に反映する上では、現場に近い自治体、特に市町村の役割も重 要である。施策を推進するだけでなく、認知症の人の意見を丁寧に聞くなどの配慮が不可欠である。 その際には関係者との合意形成の手段として、認知症ケア・施策に関する条例を制定するのも一案で ある。このほか、事業者も認知症の人の暮らしに関わっており、接遇改善などで工夫が欠かせない。 市町村が事業者に関わる努力に加えて、事業者サイドからの働き掛けにも期待したい。

<sup>13 2023</sup>年11月13日会議議事録における発言を参照。

<sup>14</sup> 日本規格協会 (2021) 「認知症に関する企業等の『認知症バリアフリー宣言 (仮称)』及び認証制度の在り方等に関する調 査研究報告書」(老人保健事業推進費等補助金)を参照。企業の回答数は182社であり、「他の事業者や自治体担当者などと 情報共有する場がない」は 36.3%、「誰に相談してよいのかわからない」は 27.5%を占めた。 市町村向け調査では 780 団体 が回答し、「団体・企業などとの連携をすすめるためのノウハウがない」が60.1%、「団体・企業などへのメリット作りが難 しい」が45.8%だった。引用した設問は全て複数回答可。

## 【資料:認知症基本法の条文】

参考資料:認知症基本法の条文・概要①

第1条(目的)認知症施策の基本理念として、共生社会の実現などを規定。

第2条(定義)認知症の定義を規定。

第3条(基本理念)認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようにするため、認知症施策の基本理念と して、認知症の人の基本的人権の尊重などを列挙。

第4条(国の責務)国の責務として、基本理念に沿った認知症施策を総合的かつ計画的に策定、実施する責務を規定。

第5条(自治体の責務)自治体は基本理念に沿って、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合 的かつ計画的に策定、実施する責務を規定。

第6条(保健医療、福祉サービスを提供する者の責務)保健医療または福祉サービスを提供する者の責務として、国・自治体の 認知症施策への協力、良質かつ適切な保健医療・福祉サービス提供に関する努力義務を規定。

第7条(日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務)公共交通事業者や金融機関、小売業者など事 業者の責務として、国・自治体の認知症施策に協力、サービス提供における事業の遂行に支障のない範囲内での必要かつ合理的 な配慮の提供に関する努力義務を規定。

第8条(国民の責務)国民の責務として、必要な認知症に関する正しい知識、認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、 共生社会の実現に寄与する努力義務を規定。

第9条(認知症の日及び認知症月間)国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、9月21日を認知症の日、9月を 認知症月間と規定。国と自治体の役割として、認知症の日における事業実施に関する努力規定に加え、認知症月間における行事 実施の奨励義務を規定。

第10条(法制上の措置等)政府の義務として、認知症施策に必要な法制上または財政上の措置を規定。

#### 第2章 認知症施策推進基本計画など

第11条(認知症施策推進基本計画)認知症施策の総合的・計画的な推進を図るため、「認知症施策推進基本計画」の策定に関す る政府の義務を規定。さらに、基本計画に定める施策について、原則として施策の具体的な目標と達成時期を定めると規定。 第12条(都道府県認知症施策推進計画)国の基本計画をベースにしつつ、都道府県の実情に即した「都道府県認知症施策推進計 面」を発定する都道府県の努力義務を規定。計画策定時における他の関連計画との調和確保義務、認知症の人や家族等の意見聴取に関する努力義務、計画の公表や5年サイクルでの評価・変更に関する努力義務を規定。

第13条(市町村認知症施策推進計画)都道府県計画をベースにしつつ、市町村の実情に即した「市町村認知症施策推進計画」を 策定する市町村の努力義務を規定。計画策定時における他の関連計画との調和確保義務、認知症の人や家族等の意見聴取に関する努力義務、計画の公表や5年サイクルでの評価・変更に関する努力義務を規定。

#### 参考資料:認知症基本法の条文・概要②

#### 第3章 認知症施策推進基本計画など

第14条 (認知症の人に関する国民の理解の増進等) 国・自治体の施策として、認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する 正しい理解を深めるための運動の展開などを規定。

第15条(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)国・自治体の施策として、交通手段・交通安全の確保、地域の見守 り体制の整備に加えて、関係者による連携の下、認知症の人が利用しやすい製品・サービスの開発・普及促進、認知症の人に適 切に対応するための事業者向け指針の策定、民間の自主的な取組の促進などを規定。

第16条(認知症の人の社会参加の機会の確保等)認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするため、 国・自治体の施策として、認知症の人が経験などを共有できる機会の確保、社会参加する機会の確保に関する義務を規定。若年 性認知症の人を含めた雇用の継続や円滑な就職などに向けた事業者向け啓発、知識の普及などを規定。

第17条 (認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護) 国・自治体の施策として、認知症の人による意思決定の適切な支援、 権利利益の保護を図るための指針の策定、分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発な どを規定。

第18条(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等)国・自治体の施策として、認知症に関する専門的で良質かつ 適切な医療の提供に向けた医療機関の整備、保健・医療・福祉の連携の確保、専門的知識・技術を有する人材の確保、養成、資 質の向上を規定。

第19条(相談体制の整備等)国・自治体の施策として、関係機関の連携の下、認知症の人または家族等の相談を受け付ける体制 の整備に加えて、認知症の人または家族等の孤立を防ぐための交流活動の支援、関係機関の紹介、必要な情報提供・助言を規定。 第20条(研究等の推進等)国・自治体の施策として、認知症の解明、認知症に関する予防、診断・治療・リハビリテーション・ 介護方法などの基礎・臨床研究推進、普及に向けた施策の展開、認知症の人の社会参加や共生社会の環境整備に関する研究・活 用に向けた施策の展開を規定。国の施策として、共生社会に関する社会環境の整備に向けた調査研究・検証・活用、全国規模の 追跡調査の実施、迅速な治験の実施に向けた環境整備、認知症の人・家族等の参加促進、研究成果の実用化のための環境の整備、 情報の蓄積・管理・活用のための基盤の整備などを規定。

第21条 (認知症の予防等) 国・自治体の施策として、科学的知見に基づく予防の啓発・知識の普及、地域活動の推進、情報の収 集、早期発見・早期診断・早期対応に向けた体制の整備などを規定。

第22条 (認知症施策の策定に必要な調査の実施) 国の施策として、必要な調査の実施・体制の整備を規定。

第23条(多様な主体の連携)国の施策として、多様な主体が相互に連携するための体制整備などを規定。

第24条(地方公共団体に対する支援)国の施策として、情報提供などを通じた自治体の支援を規定。

第25条(国際協力)国の施策として、外国政府や国際機関、関係団体との連携を規定。

#### 参考資料:認知症基本法の条文・概要③

#### 第4章 認知症施策推進本部

第26条(設置)認知症施策を総合的・計画的に推進するため、内閣に「認知症施策推進本部」を設置することを規定。

第27条(所掌事務)認知症施策推進本部の事務として、基本計画案の作成や実施、基本計画に基づく関係機関による施策の総合 調整や評価を規定。基本計画の策定・評価取りまとめに際して、認知症施策推進本部が「認知症施策推進関係者会議」の意見を 事前に聴取する義務を規定。

第28条(組織)認知症施策推進本部は本部長、副本部長、認知症施策推進本部員で構成することを規定。

第29条 (認知症施策推進本部長) 認知症施策推進本部長として首相を充てる旨を規定。

第30条(認知症施策推進副本部長)認知症施策推進副本部長として、官房長官、内閣府健康・医療戦略担当相、厚生労働相を充てる旨を規定。

第31条 (認知症施策推進本部員) 認知症施策推進本部の部員として、上記以外の全ての国務大臣を充てる旨を規定。

第32条(資料の提出その他の協力)認知症施策推進本部は事務遂行のため、関係行政機関や自治体、独立行政法人などの代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明など必要な協力を求めることができる旨を規定。

第33条(認知症施策推進関係者会議)基本計画を審議する組織として、認知症施策推進関係者会議を設置する旨を規定。

第34条(認知症施策推進関係者会議)認知症の人や家族等、認知症の人の保健・医療・福祉の従事者や関係者など、委員20人以内で構成する「認知症施策推進関係者会議」を認知症施策推進本部に設置する旨を規定。

第35条 (事務) 認知症施策推進本部の事務は内閣官房で処理し、内閣官房副長官補が掌理する旨を規定。

第36条(主任の大臣)認知症施策推進本部の主任大臣として首相を充てる旨を規定。

第37条(政令への委任)必要事項を政令で定める旨を規定。

参考資料①~③の出典:厚生労働省資料を基に作成